

平成 18 年 2 月 21 日

各 位

トリニティ・インベストメント株式会社

カネボウ株式会社株式の公開買付けについて

トリニティ・インベストメント株式会社（以下「TIC」）は、平成 18 年 2 月 21 日開催の取締役会における決議により、カネボウ株式会社（以下「カネボウ」）普通株式を 1 株当たり現金 162 円にて買付ける公開買付けを平成 18 年 2 月 22 日に開始することとなりました。

TIC は、株式会社産業再生機構（以下「機構」）（所有株式に係る議決権の平成 18 年 3 月期（第 89 期中）半期報告書に基づく総株主の議決権の数に占める割合約 31.68%）及び株式会社カネボウ化粧品（所有株式に係る議決権の平成 18 年 3 月期（第 89 期中）半期報告書に基づく総株主の議決権の数に占める割合約 37.62%）から、それぞれが所有するカネボウ株式の全てを取得済みであり、株式会社三井住友銀行が保有する無議決権優先株式 6 千万株を平成 18 年 3 月 31 日に取得する契約を締結しております。

本公開買付けにおいて、TIC はカネボウの取締役会の賛同のもと、友好的に同社の株式を取得してその支配権をより確実なものにいたします。カネボウは平成 18 年 2 月 21 日開催の同社の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しており、カネボウ経営陣からは、現株主が本公開買付けに応募するように努力を尽くすことに同意頂いております。

TIC は本公開買付けにおいて買付けを行う株式数に上限を設定いたしません。カネボウの株式は平成 17 年 6 月 13 日付けで東京証券取引所及び大阪証券取引所において上場廃止がなされており、再上場の予定もないためその流動性は極めて限定されており、本公開買付けの結果にかかわらず、これを将来売却することは非常に困難であることが予想されます。上場廃止によって流動性が著しく失われてしまったカネボウの普通株主にも流動性を提供したい旨スポンサー決定の過程で機構から要請があり、新スポンサーとしてもその趣旨に賛同し、本公開買付けを実施するものです。

カネボウは、明治 20 年にわが国の繊維業界の嚆矢として創立以来、本邦近代化の礎として多様な事業を展開してきましたが、事業構造の変動、海外との競争の激化、財務体質の悪


化などにより、平成16年3月、機構の支援決定を受けるに至りました。機構の支援のもと、「事業再生計画」に基づき、化粧品事業の分離、繊維事業および新素材事業の撤収などを含む「事業ポートフォリオの再編」、「組織運営体制の変革」ならびに「財務リストラクチャリング」を進めてきました。しかしながら、今後の中核事業であるホームプロダクツ事業、薬品事業ならびに食品事業の三事業ともに厳しい事業環境にあり、限られた経営資源を効率的に活用しながら、収益性の改善や事業の強化を実現し、カネボウの再生を完遂するために、カネボウは事業構造の抜本の見直しを図ることが必要となっております。具体的には、ブランド価値の向上に資するマーケティング戦略の実施、収益性の高い事業基盤の拡大、広告宣伝と販売促進の見直し、在庫適正化と生産・物流合理化によるコストダウン、新製品開発等の施策に取り組む必要があります。こうした施策を、短期的な業績の波にとらわれず、迅速に遂行する体制を整備するとともに、経営責任を一層明確にした経営体制への転換を図るため、TICは、本公開買付けを行うことを決定いたしました。また、公開買付け後は、TICのネットワーク及びコンサルティング能力も最大限に活用して、上記の戦略を実行していく方針です。

カネボウ株式の公開買付価格である1株あたり162円は、上場廃止後のカネボウ株式の流通性が乏しい事実を考慮に入れ、事業ポートフォリオの再編に伴うカネボウの事業・資産内容の変化、カネボウの財務状況及び営業状況、DCF法や市場株価基準法を用いたカネボウの株式価値評価等の諸要素を総合的に勘案して決定した価格としました。本公開買付けは、カネボウの全ての株主の皆様に対して、カネボウの株式を売却する機会を提供するものです。また、カネボウの取締役会は、第三者機関によって作成されたカネボウ株式価値に関する算定報告書を参考に、本公開買付けの買付価格は妥当であると判断しています。

本公開買付においては、日興コーディアル証券株式会社が公開買付代理人を務めます。

＜公開買付けのお手続きに関するお問合せ先＞

日興コーディアル証券株式会社 カネボウ公開買付け専用ダイヤル

 0120-593-179 受付時間 平日9:00~18:00

＜その他お問合せ先＞

トリニティ・インベストメント株式会社 株主様専用お問合わせ窓口

Tel: 03-5793-2365 / Fax: 03-5793-2381

＜報道関係者のお問合せ先＞

トリニティ・インベストメント株式会社 プレス窓口

黒澤／島田／内田 Tel: 03-5793-2358

【公開買付けの概要】

1. 公開買付け者の概要

(1) 商号	トリニティ・インベストメント株式会社
(2) 設立年月日	昭和 54 年（1979 年）5 月 22 日
(3) 本店所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 5 号
(4) 代表者	代表取締役 五木田 律子
(5) 資本の額	460 百万円（平成 18 年 2 月 21 日現在）
(6) 大株主の構成	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、株式会社 MK S パートナーズおよびユニゾン・キャピタル株式会社が運営に携わるファンド（以下「本ファンド」）が出資する会社がすべての株式を保有しています。

2. 対象会社の概要

(1) 商号	カネボウ株式会社
(2) 主な事業内容	トイレットリー製品、薬品、食品、ファッション製品などの製造・販売ほか
(3) 設立年月日	明治 20 年（1887 年）5 月 6 日
(4) 本店所在地	東京都墨田区墨田 5 丁目 17 番 4 号
(5) 代表者	取締役兼代表執行役会長 中嶋 章義
(6) 資本の額	35,099 百万円（平成 18 年 2 月 21 日現在）
(7) 大株主構成及び持株比率（平成 17 年 9 月 30 日現在）	

①普通株式

株式会社三井住友銀行	4.86%
エムエルアイイーエフジートリーティカストディーアアカウント （常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社）	4.85%
シティグループ・プリンシパル・インベストメンツ・ジャパン・リミテッド	3.86%
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントイーアイエ スジー（常任代理人 株式会社東京三菱銀行）	2.82%
みずほ証券株式会社	1.94%
エイチエスビーシープライベートバンクスイスエスエーナッソーブラン チクライアントプレッジドストックアカウント（常任代理人 香港上海銀行東 京支店）	1.94%

②優先株式 A 種類株式		
株式会社三井住友銀行		100.00%
③優先株式 B 種類株式		
株式会社三井住友銀行		100.00%
④後配株式 C 種類株式		
株式会社カネボウ化粧品		54.29%
株式会社産業再生機構		45.71%

(注 1) 株式会社産業再生機構の持分は平成 18 年 1 月 31 日、株式会社カネボウ化粧品の持分は平成 18 年 2 月 21 日を以って、TIC に移転しています。

(注 2) TIC は、株式会社三井住友銀行との間で平成 18 年 2 月 21 日付株式売買契約を締結しており、これに基づいて平成 18 年 3 月 31 日に同行から優先株式 A 種類株式 30,000,000 株及び優先株式 B 種類株式 30,000,000 株を取得する予定です。

(8) トリニティ・インベストメント株式会社との関係

- ①出資関係： カネボウ後配株式 C 種類株式 115,131,500 株を保有しています。
- ②人的関係： TIC の運営に携わるファンドを通じて取締役 3 名をカネボウへ派遣しております。
- ③取引関係： 該当事項はありません。

3. 買付けを行う株券等の種類

普通株式

4. 公開買付期間

平成 18 年 2 月 22 日（水曜日）から平成 18 年 3 月 28 日（火曜日）まで（35 日間）

5. 買付価格

1 株につき 162 円

6. 買付価格の算定の基礎

上場廃止後のカネボウ株式の流通性が乏しい事実を考慮に入れ、事業ポートフォリオの

再編に伴うカネボウの事業・資産内容の変化、カネボウの財務状況及び営業状況、DCF法や市場株価基準法を用いたカネボウの株式価値評価等の諸要素を総合的に勘案した価格です。

7. 買付予定株式数

50,996,669 株

(注 1) 応募株券が買付予定株式数に満たない場合も、応募株券の全部の買付けを行います。

(注 2) カネボウの第 89 期定時株主総会における権利行使者は、平成 18 年 3 月 31 日における株主名簿上の株主となります。本公開買付けに応募される方で上記の権利行使を希望される方は、応募前に名義書換の手続き（通常 2 週間程度の日数を要します。）を失念しないようご注意ください。

8. 公開買付けによる所有株式数の異動

自己株式を除く発行済普通株式総数 (50,996,669 株) に対する割合		
買付前所有株式数	0 株	(所有比率 0.00%)
買付後所有株式数	50,996,669 株	(所有比率 100.00%)

(注 1) 買付後所有株式数は、買付予定株式数 50,996,669 株を買付けた場合の株式数です。

9. 産業活力再生特別措置法の適用等について

TIC は事業再編の一環として、ホームプロダクツ事業、薬品事業ならびに食品事業の三事業を本ファンドが支配権を有する事業会社に営業譲渡ないし株式譲渡の方法により譲渡することを計画しています。これは、非中核事業を含む既存事業体から三事業を分離した上で、製販一体の機動的な事業運営を実現すると同時に、各事業を収益単位として効果的な経営管理を行おうとするものです。TIC は、より効率的かつ機動的に上記営業譲渡を達成するため、本公開買付け開始後に、上記事業会社及びカネボウとの共同申請により産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画（以下「本計画」といいます。）の認定を受けるための申請を行うことを予定しています。また、上記事業会社及びカネボウは、かかる営業譲渡に関し、本計画に基づき、同法第 12 条の 3 第 2 項に定める簡易営業譲渡における特例措置を利用する予定であり、この場合にはカネボウの株主は、法令の手続きに従い、カネボウに対して株式買取請求をすることができます。買取価格については本公開買付けにおける買付価格と同額になる保証はありません。

TIC は、カネボウの株主に対して、最も効率的な株式売却の機会を提供するため本公開買付けを行うこととしましたが、本公開買付けでカネボウの全株式を取得できなかった場合には、以下の方法によりカネボウの 100%子会社化を図ることを計画しています。まず、TIC は、より効率的かつ機動的に上記目的を達成するため、本計画の一環として、TIC を完全親会社とする産業活力再生特別措置法第 12 条の 9 に基づく金銭交付による株式交換を行い、完全子会社となるカネボウのその時点における株主に対して、TIC の株式に代えて金銭を交付することも検討しています。その場合には、TIC 及びカネボウは、かかる株式交換に関し、カネボウについて、本計画に基づき、同法第 12 条の 4 第 2 項に定める簡易株式交換における特例措置を利用する予定です。かかる簡易株式交換における特別措置が認められ、商法（又は会社法）に従い株式交換が行われる場合には、カネボウの株主は、法令の手続きに従い、カネボウに対して株式買取請求をすることができます。これらの場合に交付される金銭の金額については本公開買付けにおける買付価格と同額になる保証はありません。

また、上記の産業活力再生特別措置法に基づく手続を利用することが困難な場合であっても、TIC は、カネボウとの合併、カネボウによる株式移転、非中核事業を第三者に譲渡することによるカネボウの解散の可能性についても検討することを予定しています。これらの場合には、カネボウの株主が保有する株式が金銭の交付により消滅することもありえます。

10. 公開買付開始公告日

平成 18 年 2 月 22 日（水曜日）

11. 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社

以 上